

○岡山市こどもの権利に関する条例（試案）

令和 年 月 日
市条例第 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 こどもの権利（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 こどもの権利を保障するための役割（第 9 条—第 16 条）

第 4 章 こどもの権利を保障するための施策の推進（第 17 条—第 37 条）

第 5 章 計画・検証（第 38 条・第 39 条）

附則

前文は後日検討します

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の理念に基づき、こどもの権利に関し基本となる事項を定めることにより、こどもの権利が社会全体で保障され、こどもが夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることを目的とします。

（用語の意義）

団体からの意見を反映し、(1)は国の規定に合わせました。(2)を追加、「おとな」の定義を入れました。また(4)では施設の定義に「遊び」を入れ、例示施設に「公園」を入れ、「管理者」を関係者に入れるなど整理しました。(6)は他都市の表現を参考に修正しました。

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) こども 岡山市内（以下「市内」といいます。）に在住し、在学し、在勤する等、市内において生活し、又は活動する~~18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を~~

認めることが適切な者心身の発達過程にある者をいいます。

(2) おとな 市内に在住し、在学し、在勤する等、市内において生活し、又は活動する者（こどもを除く。）をいいます。

(3) 保護者 こどもの親及び親に代わりこどもを養育する者をいいます。

(4) 育ち学ぶ育ち学び遊ぶ施設等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、放課後児童クラブ、公民館、図書館、公園等のこどもが育ち、学び、遊び又は活動するために利用する施設の設置者、管理者、従業者職員等及びこどもが加入し、活動をしている団体をいいます。

(5) 地域住民 市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいいます。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う者及び法人、団体及び個人をいいます。

(7) ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいいます。

(基本理念)

各号において主語に「こどもは、」を入れました。(4)をこども基本法3条の表現に近づけました。また、団体からの意見を反映し、(1)、(3)の表現を修正しました。

第3条 全てのこどもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

(1) こどもは、権利の主体であり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、あらゆる差別的な扱いを受けないこと。

(2) こどもは、こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(3) こどもは、かけがえのない存在として、命が尊ばれ、安全でかつ安心して命及びな生活が保障され、健やかに成長することができること。

(4) こどもは、こどもの年齢及び発達程度に応じて、自分に関係することについて意見を表明し、及び多様な社会的活動への参画ができる機会が確保されること。

第2章 こどもの権利

(子どもにとって大切な権利)

団体からの意見を反映し、2項、3項を削除しました。かわりに本条に入れるのに適した文面があれば記載を検討します。(今後の課題)

第4条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切な権利として保障されなければなりません。

~~2 子どもは、自分の権利を知り、及び大切にしよう努めなければなりません。~~

~~3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利も尊重しよう努めなければなりません。~~

(安心して生きる権利)

「生きる権利」を「安心して」と「自分らしく」の2種類に分けました。団体からの意見を反映し、(2)を追加しました。(4)は第7条(10)から移動させました。(5)の表現を修正しました。(6)は「場が与えられる」を追加しました。

第5条 子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 安全で安心して生活することができる場所があること。

(2) 十分な食事や栄養が提供されること。

(3) 健康に配慮され、適正な保健、医療及び福祉が受けられること。

(4) 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けること。

(5) 愛情を受け、及び理解を得てかけがえのない存在として尊重され、慈しまれて育つこと。

(6) 孤独や孤立について相談できる場があること。

(自分らしく生きる権利)

「生きる権利」を2つに分けました。(1)、(2)、(6)は旧第6条(育つ権利)から、(5)は旧第5条(安心して生きる権利)から移動させました。(3)を千葉市を参考に追加しました。団体意見を反映し、(4)、(7)を追加し、(5)に「悩み」を追加しました。

第6条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 自分の気持ちや考えを持ち、これらに基づいて行動すること。

- (2) 自分らしさや自分の気持ちが尊重されること。
- (3) 自分に関することを決めるときに、適切な助言等を受けられること。
- (4) それぞれの個性が尊重され、ありのままの自分が受け入れられること。
- (5) 性別に関する違和感や悩みについて相談でき、一人一人が持つ多様な性の在り方が尊重されること。
- (6) 夢や新しいことに向かって挑戦すること。
- (7) 自分の意見を表明することが困難な場合に、第三者に代弁してもらうこと。

(育つ権利)

柱書につき、「自分らしく」は第6条で使う言葉としたため修正しました。団体意見を反映し、旧(5)号の単に「学び」との表現を改め、(1)、(2)として追加し、「遊び休む」を独立させ、具体的に規定しました。(3)を(6)へ(6)を(7)へ移動し、こどもアンケートにより(5)を追加しました。

第67条 こどもは、のびのびと自分らしく健やかに育つため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) ~~自分の気持ち及び考えを持ち、これらに基づいて行動すること。~~ 学びたいことを学ぶこと。
- (2) 自分らしさ及び自分の気持ちが尊重されること。自分の環境や発達の程度に応じた様々な学びの場が提供され、選択することができること。
- (3) ~~知らないことについて質問すること。~~ 安心できる環境で休み、心身を癒やすこと。
- (4) ~~悩みを相談すること。~~ 健全な遊びを通じて、健やかに成長すること。
- (5) ~~学び、遊び、休むこと。~~ 話を聴いてもらえること。
- (6) ~~友だちをつくること。~~ 知らないことについて質問すること。
- (7) ~~夢に向かって挑戦すること。~~ 友だちをつくること。
- (8) 地域や社会の活動に参加し、様々な世代の人とふれあうこと。
- (9) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむ等様々な経験をすること。

(自分を守り、守られる権利)

川崎市、相模原市、千葉市を参考に、「守られる」だけではなく「自分を守り」を見出し、柱書、(9)に追加しました。千葉市を参考に(4)を追加しました。団体意見を反映し、(10)を修正しました。(10)は旧20条(11)に表現を統一しました。

第8条 ~~こどもは、こどもの権利が侵害されないよう、~~自分を守り、又は守られる権利があり、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力、虐待及び体罰を受けないこと並びに放置されないこと。
- (2) いじめを受けないこと。
- (3) 性犯罪及び性暴力並びに経済的及び性的な搾取を受けないこと。
- (4) 自分の意思に反することを、合理的な理由なく強制されないこと。
- (5) 有害な労働及び家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うことを強制されないこと並びにこれらを行わざるを得ない環境に置かれないこと。
- (6) 生まれ育った環境、人種、国籍、性別、宗教並びに障がいの有無等を理由としたあらゆる差別を受けないこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。
- (8) 自分についての情報を不正な方法で収集・利用されないこと。
- (9) こどもであることを理由に、不利益を受けないこと。
- (10) 権利が侵害されたときは、拒否し、保護若しくは支援を受け、又は救済を求めることができること。
- (11) ~~過ち~~非行を犯した場合には、適切に保護・指導されること。

(参画する権利)

団体意見により(1)を修正しました。(3)を修正しました。

第9条 こどもは、自分に関わることに主体的に参画するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を自由に伝える表明することができる機会が設けられること。
- (2) 自分の意見が尊重されること。
- (3) 自分意見を表明するために必要な情報、並びに適切な支援及び助言を得ることができること。
- (4) 仲間をつくり、集い、及び活動すること。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(おとなの役割)

第10条 おとなは、こどもが幸福な生活を送ることができるよう、こどもの権利を理解し、尊重し、及び保障しなければなりません。

2 おとなは、こどもが自分及び他人の権利について理解し、尊重することができるよう支援しなければなりません。

4項は12条の規定と表現を統一しました。5項は12条の構成合わせて(啓発の規定を末尾に入れる)36条から移動させました。団体意見により、3項を追加し、5項に「施策」の文言を追加しました。

(市の責務)

第11条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して、こどもの視点を尊重した上で、こどもに関する施策を実施するものとします。

2 市は、おとな、保護者、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うものとします。

3 市は、第1項の施策及び前項の支援を検討する際は、こども、保護者その他の関係者の意見を聴くものとします。

~~3~~4 市は、こどもの権利が広く保障されるよう、必要に応じて国、他の地方公共団体等に対し協力を要請し、~~市外においてもその権利が保障されるよう~~へ要望等を行うものとします。

5 市は、こどもの権利**及び施策**について、こども、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者の理解を深めるため、定期的に広報し、及び啓発するものとします。

(議会の責務)

2項、3項につき、第11条と表現を統一しました。

第12条 議会は、こどもの権利に関する市の施策の取組状況について検証し、必要に応じて提言等を行うものとします。

~~3~~2 議会は、こどもの権利を保障する**ため**が広く保障されるよう、必要に応じて国、他の地方公共団体等へ要望等を行うものとします。

2-3 議会は、市長その他の関係機関と連携し、こどもの権利を保障することについて啓発するものとします。

(保護者の役割)

団体意見により、柱書、(1)、(2)、(3)、(5)、(6)を修正しました。

第13条 保護者は、こどもの養育については、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) 暴力、虐待、体罰、放置、搾取等を行わず、こどもをかけがえのない存在として尊重し、寄り添い、見守り、及び慈しむ愛情を与えること。
- (2) こどもが十分な食事及び休息をとることができ、健康に配慮した生活を送ることができる環境を整備すること。
- (3) こどもの年齢及び発達に応じて、学び、遊び、及び育つ環境を整備し、様々な体験の場を提供すること。
- (4) こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (5) こどもが知られたいくないこと及び知られることがこどもにとって不利益になることを秘密にすることのプライバシーや名誉についてその最善の利益を考慮し、配慮すること。
- (6) 前各号に掲げることの実施が困難な場合は、市その他関係機関又は身近なおとなへの相談を検討すること。

(育ち学ぶ育ち学び遊ぶ施設等の役割)

団体意見により、(3)を削除し、(4)、(5)、(7)を修正しました。

第14条 育ち学ぶ育ち学び遊ぶ施設等は、その活動においてこどもが健やかに成長するため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) こどもが安全で安心して快適に活動できるよう、施設の安全管理に係る体制を整備すること。
- (2) こどもの年齢及び発達に応じて、学び、遊び、及び育つ環境を整えるこ

と。

~~(3) 暴力、虐待、体罰、差別等を行わないこと。~~

(4) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに当該子どもの救済を図るとともに、適切な機関に通告等を行うこと。

(5) いじめについては、絶対に許されないという認識の下、徹底した予防、早期の発見、救済及び回復等を行うこと。

(6) こどもの年齢及び発達の数度に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重し、その最善の利益を考慮すること。

(7) こどもが知られたくないこと及び知られることがこどもにとって不利益になることを秘密にすることのプライバシーや名誉についてその最善の利益を考慮し、配慮すること。

(8) こどもの権利についての理解を深める研修を行うこと。

(地域住民の役割)

団体意見により、(2)を削除し、(1)、(3)、(5)を修正しました。

第15条 地域住民は、地域社会においてこどもが健やかに成長するため、次に掲げることに努めなければなりません。

(1) こどもの年齢及び発達の数度に応じて、こどもの意見、個性及び特性を尊重すること。

~~(2) 暴力、虐待、体罰、差別等を行わないこと。~~

(3) 暴力、虐待、体罰等を受けたと思われる子どもを発見したときは、当該子どもの救済を図るため、速やかに適切な機関に通告等を行うこと。

(4) こどもが学び、遊び、又は休むために、一人でも集団でも利用することができる場所を提供すること。

(5) 市、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、事業者と連携し、こどもが地域の行事及び活動に参加し、することで、地域住民とふれあい、地域の自然及び文化に触れることができる機会を設けること。

(事業者の役割)

(2)を追加しました。

第16条 事業者は、こどもの健やかな育ちを支援するため、次に掲げることに努めなければなりません。

(1) こどもを養育する従業者が、子育て及び仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場の環境を整備すること。

(2) 雇用した者がこどもの場合は、特に丁寧な助言及び指導、適切な研修等を行うことにより、社会の一員としての成長を支援すること。

(3) その事業活動が、こどもの権利を脅かすことのないよう適切な配慮を行うこと。

(4) こどもに関する施策を理解し、及び協力すること。

第4章 こどもの権利を保障するための施策の推進

~~―(こどもがこどもの権利について学ぶこと等の支援)―~~

第11条5項へ統合しました。

~~第17条 市は、家庭、育ち学ぶ施設等、地域社会等で、こどもがこどもの権利について学び、かつ、自分だけでなく他人の権利を尊重できるよう、必要な支援を行うものとし、~~

(子育て家庭への支援)

団体・識者意見により、1項の表現を修正し、団体意見により2項を追加しました。

~~第19-17条 市は、保護者がこどもの権利を尊重しながら安心して子育てができ、その役割を果たせるよう必要な支援を行うものとし、~~市は、家庭の状況にかかわらず等しくこどもの権利が保障され、保護者がこどもの権利を尊重しながら安心して子育てができるよう、こども及び保護者に対し、十分な支援を行うものとし、

2 市は、家庭での養育が困難なこどもには、家庭以外の適切な養育環境を確保するものとし、

3 市は、妊娠、出産並びにその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じ、切れ目のない支援を行うものとし、

団体意見により3号、4号を追加しました。

(特別な配慮を必要とするこどもと家庭への支援)

第2-0-18条 市、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、次に掲げるこども及びその家庭に配慮し、適切な支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 外国籍及び外国にルーツを持つこども
- (2) 障がいがあるこども
- (3) 重大なけがや病気があるこども
- (4) 性的マイノリティのこども
- (5) ひとり親家庭のこども
- (6) 経済的に困難な状況にある家庭のこども
- (7) 不登校のこども
- (8) 社会的ひきこもりのこども
- (9) 虐待を受けたこども
- (10) 心理的外傷を受けたこども
- (11) 非行を犯したこども
- (12) ヤングケアラー
- (13) その他特別な配慮が必要と認められるこども

貧困解消が家庭にかかわる面が大きいため、家庭支援の条の並びへ条を繰り上げました。また、条文がやや長かったため、表現を簡潔にし、かつ、項を2つに分けました。

(貧困の解消に向けた対策の推進)

第2-5-19条 市は、~~全てのこどもが夢及び希望を持つことができる社会の構築を目指し、こどもが生まれ育った環境によって現在や将来に影響が及ぶことがないよう、育ち学ぶ施設等、地域住民、事業者及びこどもに関する支援を行う関係団体と連携し、こどもの貧困の解消に向けた対策を包括的かつ早期に講ずるものとし~~ます。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たり、~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者及びこどもに関する支援を行う関係団体と連携するものとし~~ます。

(育ちの支援)

3項は新17条1項へ統合しました。

~~第1820条~~ 市及び育ち学び遊ぶ施設等は、こどもの育ちを進めるため、体験や交流を促進するとともに、そのための場や機会を提供するものとします。

2 市は、こどもの文化的及び芸術的な活動、運動並びに余暇の利用を促進するとともに、これらの機会を提供するものとします。

~~3 市は、こどもが必要で適切な保健、医療、福祉及び教育を受けられるよう、こどもとその保護者に対し、必要な支援を行うものとします。~~

(遊び場及び居場所づくりの推進)

第21条 市、保護者、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもが自分らしくいることができ、安全で安心して自由に過ごすことができる遊び場や居場所づくりに努めるものとします。

2 市は、こどもが安全で安心して過ごすことができる遊び場や居場所づくりのための活動を行う~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者との連携を図り、その活動を支援するものとします。

(有害又は危険な環境からの保護)

第22条 市、保護者、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもを犯罪、事故、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境の整備に努めなければなりません。

3項は「保護者」が漏れていたのを追加。団体意見を反映させ、2項、4項を修正しました。

(暴力、虐待及び体罰の防止及びこどもへの支援)

第23条 こどもに対する暴力、虐待及び体罰は、こどもの権利を侵害する行為であり、

誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

- 2 市、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等及び地域住民は、こどもが暴力、虐待及び体罰を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めなければなりません。
- 3 市は、こどもに対する暴力、虐待及び体罰の防止のため、~~保護者~~、育ち学ぶ施設等及び地域住民に対し、必要な啓発を行うものとします。
- 4 市は、暴力、虐待又は体罰を受けたこどもを発見し、又は発見した旨の通告等を受けた場合は、関係機関と協力し、必要な支援を講ずるものとします。

(いじめの防止及び救済)

4項を修正しました。

第24条 いじめは、こどもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても行ってはなりません。

- 2 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の規定に基づき、岡山市いじめ防止基本方針を定めるものとします。
- 3 市及び~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等は、こどもがいじめを受けることなく安心できる環境を整備し、互いに連携し、いじめの防止等に取り組むものとします。
- 4 市及び~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等は、いじめがあった場合、直ちにいじめを制止し、被害に遭ったこどもを守り、支援するとともに、いじめを行ったこどもに対して必要適切な指導等を行うものとします。

(ヤングケアラーへの支援)

1項において表現を簡潔にし、いずれも「支援を講ずる」としていた1項後半部分と2項後半部分を統合させました。また、団体意見により、2項の連携対象に「地域住民」を追加しました。

~~第26-25条~~ 市は、こどもとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、こどもの権利及び利益を最大限に尊重するため、~~ヤングケアラーへの支援を講ずるよう努めるものとします。~~ヤングケアラーの心情等に対し十分に配慮しつつ、ヤングケアラーが社会生活を円滑

に営むための必要な支援を講ずるよう努めるものとします。

- 2 市は、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、福祉、介護、医療等の関係機関及び地域住民と連携し、ヤングケアラーの早期発見及び実態の把握を図るよう努めるものとす~~る。~~かつ、~~ヤングケアラーの心情等に対し十分に配慮しつつ、ヤングケアラーが社会生活を円滑に営むための必要な支援を講ずるよう努めるものとします。~~

(自死の防止)

団体意見により、「自死」に関する条を追加しました。

第26条 こどもは、かけがえのない存在であることから、市は、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、地域住民、事業者その他関係機関と連携し、こどもの自死の防止に努めるものとします。

- 2 市及び育ち学び遊ぶ施設等、事業者は、心の健康についてこどもの発達段階に応じて啓発・指導し、相談窓口の存在等について啓発するよう努めるものとします。

- 3 市は、保護者、育ち学び遊ぶ施設等、事業者が自死について学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。

(こどもからおとなへの移行支援)

第27条 市は、おとなへと移行する時期のこどもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けられることができるよう、環境を整備するものとします。

(多様性の尊重)

団体意見により、「国籍」を追加しました。

第28条 市、保護者、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの生まれ育った環境、人種、国籍、性別、宗教並びに障がいの有無など、その多様性を尊重するよう努めなければなりません。

- 2 市、保護者、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、あらゆる偏見

や差別等がなくなるよう、その多様性に対する理解の啓発に努めなければなりません。

(戸籍のない子どもへの支援)

第29条 市は、戸籍のない子どもが社会生活を送る上で抱える問題の解消に努めるものとしします。

(相談支援体制の整備等)

第30条 市は、子ども及びその家族の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談することができる総合的な相談の体制を整備するものとしします。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するものとしします。

(子どもの権利が侵害されている状態から回復するための救済)

第31条 市、保護者、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもの権利が侵害されている状態を早期に発見し、又は互いに協力し、若しくは連携して、権利が侵害されている状態からの回復のため、救済に努めなければなりません。

2 市は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、体制を整備し、その他の必要な取組を行うよう努めなければなりません。

(意見の表明及び参画する機会の確保)

4項につき、6条(6)に表現を統一しました。

第32条 市は、子どもを個人として尊重し、子どもが自分の意見を表明し、社会に参画することができるよう、子どもの状況に配慮した、子どもの参画の機会を確保するものとしします。

2 市、保護者、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、子どもの意見の表明に対し、その意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めなければなりません。

3 市、~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等、地域住民及び事業者は、こどもの社会への参画の促進を図るため、こどもに関する施策、取組等について、こどもが理解を深め、意見することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報の発信等に努めなければなりません。

4 市及び~~育ち学ぶ~~育ち学び遊ぶ施設等は、年齢、発達等により、自分で意思を伝えられないことが困難なこどもに対して、その意思を酌み取り、必要に応じて、こどもの意見を代弁するものとします。

(審議会等への参加)

第33条 市は、こどものことを話し合う審議会等にこどもが参加できるよう努めなければなりません。

2 前項の審議会等は、適切な方法でこどもの意見を聴くよう努めなければなりません。

(こども議会)

第~~35~~34条 市は、市の施策についてこどもの意見を聴くため、岡山市こども議会を開催します。

(主権者教育)

団体意見により、表現を修正しました。

第~~34~~35条 市は、~~こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身に付ける主権者教育を推進するものとします。~~市は、こどもを将来的に国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者として育成するため、主権者教育を推進するものとします。

(こどもの権利の日)

第~~38~~36条 市は、こどもの権利について、市民の関心を高めるため、岡山市こどもの権利の日（以下「こどもの権利の日」といいます。）を設けます。

2 こどもの権利の日は、児童の権利に関する条約が国際連合総会において採択された

日である11月20日とします。

3 市は、こどもの権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(財政上の措置)

第37条 市は、こどもの権利を保障するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

第5章 計画・検証

(計画の策定及び公表)

~~第39~~38条 市は、こども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとします。

2 市は、前項の計画を策定し、又は見直すときは、こどもを含めた市民等の意見を聴くものとします。

3 市は、第1項の計画を策定したときは、これを公表しなければなりません。

(検証)

~~第40~~39条 市は、こどもに関する施策等の実施状況について、こどもを含めた市民等の意見を聴いた上で定期的にその効果を検証し、その結果を公表しなければなりません。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行します。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。